

時 期間・日時 人 定員 持 持ち物・服装 場 場所・会場 内 内容 申 申込み・応募 対 対象
 ￥ 費用・受講料 他 その他 ※対 どなたでも、人 特になし、￥ 無料の場合は省略

生活支援員養成研修(日常生活自立支援事業)

社会福祉協議会では、認知症高齢者や、知的・精神障がいのあるかたの生活をお手伝いする、「日常生活自立支援事業」を行っています。今回は、一緒に活動していただく生活支援員を募集します。興味・関心があるかたは、お問い合わせください。

<生活支援員の活動内容>

- 金融機関で利用者の生活費などを払い戻し、利用者のもとへ届けます。
- 本人の困り事や悩み事などを聞きます。
- 本人の代わりに、公共料金や病院への支払いを行います。
- 社会福祉協議会へ活動を報告します。 ※専門員が活動をサポートします

時 1日目:12月7日(木)13:30～16:00 2日目:12月14日(木)13:30～16:00

場 市役所東庁舎1階 第8会議室

対 次の条件をすべて満たすかた

- ・市内在住で令和6年3月31日時点で30歳以上65歳未満のかた
- ・本研修(2日間)をすべて受講できるかた
- ・最低月1回、平日に1～2時間程度活動できるかた
- ・自家用車を使用して活動が可能なかた
- ・高齢者、障がい者に対する福祉活動に関心のあるかた

人 10名(定員を超えた場合は抽選)※最小催行人数2名

内 講義、演習(対象者の理解、コミュニケーション方法などについて学びます)

申 10月31日(火)まで、成年後見センター(0587-22-5565)にて受付

稲沢市成年後見センター 無料相談会のご案内

成年後見センターでは、成年後見制度などに関するご相談を専門職が無料でお受けします。これから、成年後見制度の利用を検討するかた、または既に後見人などに就任しているかたで支援内容などについて相談したいかたは、ぜひご利用ください。

時 右表のとおり

場 市役所東庁舎1階 社会福祉協議会相談室

人 毎月2組まで

対 市内在住・在勤のかた

申 事前予約制です。(先着順)

開催日2か月前の月初日から電話にて受付(ただし、土日・祝日の場合は翌日(平日)から受け付けます。)

他 お問い合わせ、申し込みは、成年後見センター(0587-22-5565)まで

- ・原則、相談はお一人様、年間1回まででお願いします。
- ・相談には、本センター職員も同席します。
- ・諸事情により、相談員が変更になる場合があります。

■相談会開催日

開設日	相談員
10月26日(木)	司法書士
11月30日(木)	社会福祉士
12月21日(木)	弁護士
1月25日(木)	行政書士
2月22日(木)	司法書士
3月21日(木)	社会福祉士

○弁護士・司法書士・行政書士による相談
 主に成年後見制度利用に伴う法律関係等(相続、遺言等含む)に関するご相談

○社会福祉士による相談
 主に成年後見人等が行う身上保護等(生活、療養看護に関する事務)に関するご相談

①13:00～、②14:15～(相談時間1時間程度)